

川内2号機原子炉安全保護盤取替工事
適合性確認検査記録の一部不備の要因等の概要

1. 要因

川内2号機原子炉安全保護盤取替工事に係る適合性確認検査記録の一部不備について要因分析を行い、以下の主要因を特定した。

- (1) 適合性確認検査要領書が一つの動作確認を検査記録及び検査手順書で同じ確認項目をチェックできる構成となっていたことから、同一行為(警報、表示等の確認チェック)を繰り返し行ったため作業者の負担が増加したこと。
- (2) 本検査において検査成績書作成時の記録確認体制が不十分であったこと。

2. 検査記録不備への対応

検査記録の指摘を受けた不備及び再確認により発見された不備に対して、検査判定に少しでも疑いが生じるものは再検査を実施する。また、検査判定に影響しない誤記に対しては、誤記の修正を行う。これらは不適合管理に基づき処置を実施する。

3. 対策

- 「1. 要因」を踏まえ以下の対策を講ずる。
- (1) 検査記録と検査手順書の一本化
 - (2) 検査中における、プロセス確認者を含めた検査体制の強化
 - (3) 検査結果の確認段階及び検査成績書作成段階における、記録の確認の仕組みの充実

4. 水平展開・再発防止

- (1) 要因が、検査記録及び検査手順書の双方で、同一行為を繰り返し多数チェックできる要領書の構成となっていた為と特定したことから、同様の要領書構成となっている検査を抽出し、必要により対策を行う。
- (2) 検査実施責任者は、検査プロセスの確認者が必要か判断し、必要と判断した検査に対し、プロセス確認者を検査体制に加えることを規定類に追加する。
- (3) 検査結果の確認段階及び検査成績書の作成段階において、記録の確認の仕組みの充実を図ることを関係者へ教育を実施する。

以上